

自己資本の充実の状況等に係る説明資料

自己資本の充実の状況

銀行 連結

自己資本の構成に関する開示事項	43
-----------------	----

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項	49
信用リスクに関する事項	49
中間連結貸借対照表の科目が別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	50

定量的な開示事項

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	56
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	56
開示告示別紙様式第四号に基づく開示事項	57

連結レバレッジ比率に関する開示事項

連結レバレッジ比率の構成に関する事項	91
前中間連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	93

銀行 単体

自己資本の構成に関する開示事項	94
-----------------	----

定性的な開示事項

中間貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	100
--	-----

定量的な開示事項

開示告示別紙様式第四号に基づく開示事項	106
---------------------	-----

単体レバレッジ比率に関する開示事項

単体レバレッジ比率の構成に関する事項	109
前中間事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）	111

流動性に係る健全性を判断するための基準に関する事項

銀行 連結

連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	112
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	113
連結安定調達比率に関する定性的開示事項	114
連結安定調達比率に関する定量的開示事項	115

銀行 単体

単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	116
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	116
単体安定調達比率に関する定性的開示事項	117
単体安定調達比率に関する定量的開示事項	118

本ページ以降は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実の状況に係る事項（2014年金融庁告示第7号）、経営の健全性の状況のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項（2015年金融庁告示第7号）について記載しています。なお、本ページ以降における「自己資本比率告示」とは、2006年金融庁告示第19号を指し、「流動性比率告示」とは、2014年金融庁告示第60号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。
なお、2024年3月末基準より、パーゼルⅢ最終化に伴う改正告示に基づき自己資本比率の算出を行っています。